

## 善監委告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

令和3年11月5日

善通寺市監査委員 藤岡博文  
善通寺市監査委員 金崎大和

### 令和3年度定期監査の結果について（前期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

### 記

#### 1 監査内容

令和3年4月1日から令和3年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

#### 2 監査の対象

| 部 局 名        | 課 名 等  |
|--------------|--|
| 市民生活部        | 環境課 隣保館 東原児童館 高橋会館   |
| 保健福祉部        | 保育所（善通寺・竜川）  |
| 消防本部         | 消防総務課 予防課 消防署  |
| 教育委員会<br>事務局 | 教育総務課<br>東中学校 西中学校<br>小学校（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原）<br>幼稚園（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原）<br>生涯学習課（郷土館・旧善通寺偕行社・美術館・地区公民館）<br>市民会館 |

### 3 監査の期間

令和3年10月8日（月）から令和3年10月18日（月）まで

### 4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き実施した。

なお、監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して、実施した。

また、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているので、省略した。

### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正に行われていた。

また、比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

## 環境課

### 可燃ごみ収集運搬について

可燃ごみ収集においては、市民の要望に応じて多数の集積場を設けて実施され、ごみ出しに便宜が図られている。その実務は、公益社団法人香川県シルバー人材センター連合会の派遣社員で行われているところであるが、近年、自損事故を含めた事故が多発している。

今後、事故を防ぐことも考慮し、その事業運営を検討されたい。

## 教育総務課

### ① スタディアフタースクール事業の推進について

本市は、幼稚園児から小学児童までの預かり希望の就労保護者等に対して、月曜日～金曜日の午後2時30分～午後6時30分及び土曜日の午前7時20分～午後6時30分を、幼稚園及び小学校の教室を利用した園児保育・学童保育（スタディアフタースクール）を実施している。このうち園児保育については、県内他市では実施しておらず、仕事に従事している保護者等に大いに喜ばれている。

また、本事業に従事するスタッフは、他市よりも多人数を要しているが、不足気味である。その就労時間は、始まりは小学校の研究会等により早くなることがあり、終わりは保護者の迎えの時間が厳守されないために遅くなる等の不規則な

形態となっている。更に、時間給は近隣の市町の学童保育に比べ低額となっている。このような職場環境のため、若いスタッフの採用が難しい事態が続いている。

このことから、更に充実したスタディアフタースクール事業を推進していくためには、スタッフのモチベーションのアップの観点からも待遇の改善等を検討されたい。

## ② 市教育委員会会議の議事録公表について

地方教育行政の組織と運営の法律第 14 条（会議）9 項は、「教育委員会規則の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。」となっている。ところが、本市の公開している議事録について平成 30 年度以降の公表が見られない。法律並びに市教育委員会規則に則り、公表するように検討されたい。

## ③ 学校生活支援員の配置について

令和元年度に学校生活支援員の増加に伴い、要綱等の整備について指摘をしたところ、要綱の制定について検討する旨の回答であった。

今回の監査で確認したところ、要綱の作成には至っていないとのことである。しかし、今年は 2 年前に比べて児童数が減少するなかで、発達障害児に対応する学校生活支援員の人数が増えている。発達障害児の支援については、本市は、他市に先駆けて学校生活支援員に対する取組みが進んでいる。一方、このような取組みには、当然、人件費を要するものであり、市民の理解を得ることは肝要なことである。このような観点から、要綱等の作成は必須と考えられるので検討されたい。

## ④ 学校給食費の未納について

学校給食費の長期にわたる滞納分については、徴収の見込みが困難である。このため、関係各課と協議し、未納額縮減に向け対策を講じられたい。なお、各家庭に交付される交付金等との相殺も視野に入れる等の一層の工夫に努力されたい。

## 生涯学習課

### ① 市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則について

本規則は、学校施設の開放に関し利用者の指導等を行うため、「指導員を置く」と規定されている。本市では、現在、この指導員に関わる業務が無いために設置していない。

一方、本規則を設置している近隣の市では、開放学校の施設利用に当たっては指導員が行っているところがある。また、別の近隣市は、本規則の代わりに市立学校体育施設開放実施要綱に変え、校長及びスポーツ推進委員等からなる運営委員会を設けて行っている。本市において、開放学校の規則を実施しないのであれ

ば、本規則の廃止を検討するか、近隣の市のように要綱として開放学校への取り組みをするか検討されたい。

② 業務と職員の配置について

指定管理者の増加及び公民館等のコミュニティ化に伴う業務の変容に伴い、市民との窓口業務の統率及び管理が一層、求められている。ところが、近隣の市では2課にわたる業務を本市では1課で処理を行っている。合理化を進めているが、近年は指定管理制度の導入等で業務内容が増加している。これらの業務に齟齬が生じないように人事当局と協議を行い適正な職員の配置を検討されたい。